

県北広域振興局長告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月16日

県北広域振興局長 高橋 信

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0333200038	相談支援事業所「中山の園」	二戸郡一戸町中山字軽井沢139番地1	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	平成25年4月1日

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0333200038	相談支援事業所「中山の園」	二戸郡一戸町中山字軽井沢139番地1	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	平成25年4月1日